

2.3 環境関連法規の改定や学内規定等の紹介

京都大学環境科学センター 平井 康宏、中村 智恵

本学と関係の深い環境関連法規の改正を紹介します。

2.3.1 電子マニフェストの一部義務化

昨年度の環境保全でもお伝えしたとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」）の一部を改正する法律が 2017 年 6 月 16 日に公布、関係政省令等が整備され、2018 年 4 月 1 日より順次施行されています。主な改正内容は、1）電子マニフェスト使用の一部義務化、2）有害使用済み機器（冷蔵庫等）保管等届出制度、3）親子会社認定による特例、であり、本学においては特に 1）が関係します。電子マニフェスト一部義務化は、2020 年 4 月 1 日より施行されます。

電子マニフェスト使用義務の対象となるのは、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く）の発生量が 50 トン以上の事業場から特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く）の処理を委託する場合です。使用義務の対象となる事業場であっても、普通産廃や PCB 廃棄物の処理を委託する際は、紙マニフェストを使用してもよいとされています。

京都大学においては、2018 年度の特別管理産業廃棄物の排出量は、病院事業場で 92.19 トン、吉田（病院以外）事業場で 74.44 トンでした。いずれも 2018 年度の発生量が 50 トン以上であり、これら事業場においては、2020 年度より特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く）の処理（収集・運搬・処分）委託に際し、電子マニフェストの使用が必要となります。

京都大学では、電子マニフェスト利用により業務の効率化が期待されることや、電子マニフェスト普及拡大に向けた動き（2018 年 6 月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、2017 年 9

月に 50%であった電子マニフェスト普及率を 2022 年度に 70%に拡大との目標を設定）に鑑み、2019 年度に全事業場を対象に、不用薬品等の外部委託処理に電子マニフェストを導入することとなりました。

京都大学での電子マニフェスト利用に関する手引きを下記の学内限定ページに掲載しておりますので、ご参照ください。ご協力をよろしくお願いいたします。

参考：

環境省「Q&A 電子マニフェストの一部義務化等について」

http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/faq_mani.html

【学内限定】電子マニフェスト（産業廃棄物管理票）の利用（令和元年 8 月）

http://eprc.kyoto-u.ac.jp/ja/limited/cat116/e_manifest.html

2.3.2 改正フロン排出抑制法

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称「フロン排出抑制法」）が 2019 年 6 月に改正され、2020 年 4 月 1 日より施行されます。

フロン類はオゾン層の破壊や地球温暖化の原因となることから、大気中への放出を抑制することが必要であり、2001 年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（略称「フ

ロン回収・破壊法」が制定され、業務用冷凍空調機器の整備時・廃棄時のフロン類の回収および回収されたフロン類の破壊等が進められてきました。しかし、冷媒の廃棄時回収率は4割弱と低迷しており、機器使用中の大規模漏洩が新たに判明するなど、新たな対応が必要となりました。そこで、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を対象とした対策として、「フロン排出抑制法」へと2013年6月に法改正され、2015年4月1日より施行されました。フロン排出抑制法では、1) 対象機器の保有者に対し、簡易点検(3か月に1度以上)や、定期点検(一定規模以上の機器に対し、1年または3年に1回以上、専門業者に委託して実施)を義務付け、2) フロン類の充填・回収を都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者のみが実施できると限定、3) 機器廃棄時にフロン類の回収を第一種フロン類充填業者に依頼し、引取証明書(原本)を3年間保管することを義務付け、4) 年間漏洩量が一定以上の事業者は、フロン類漏洩量を国に報告し、国は公表、といった措置がとられています。

2019年6月のフロン排出抑制法の改正では、廃棄時回収率の向上のため、追加的な措置が講じられています。具体的には、1) 対象機器の廃棄時にユーザーがフロン回収を行わない違反に対して、行政指導等を経ずに直接罰金の支払い等が課される直罰規定を導入、2) 機器の処分を依頼する際、フロン類回収済みであることを証明する「引取証明書」の写しを廃棄物処理・リサイクル業者に交付することを義務付け(廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができる)、3) 解

体工事の際に機器を廃棄する場合に、元請業者から事前説明された書面の3年間保存の義務付け、4) 機器を使用時に実施する点検記録を、機器を設置してから廃棄した後3年間保存を義務付け、といった措置がとられています。

フロン排出抑制法の対象となる機器(第一種特定製品)は、業務用の冷凍空調機器で、冷媒としてフロン類が使用されているものです。具体的には、パッケージエアコンや業務用冷蔵庫、冷水機、などが該当します。第一種特定製品の見分け方としては、室外機の銘板やシールを確認する方法、機器のメーカーや販売店に問い合わせる方法があります。2002年4月以降の機器であれば室外機の銘板に第一種特定製品であること、フロン類の種類、量などが記載されています。またそれ以前に販売された機器についても、シールの添付等による表示がされている場合があります。カーエアコンは自動車リサイクル法の、家庭用エアコンは家電リサイクル法に基づきフロン類の回収等が行われるため対象外です。それぞれの法律に応じて、適切な処分を行ってください。

フロン排出抑制法の改正について、詳細は、環境省「フロン排出抑制法ポータルサイト」を参照してください。

参考：

環境省「フロン排出抑制法ポータルサイト」

<https://www.env.go.jp/earth/furon/>

環境省「フロン排出抑制法リーフレット(機器管理者の皆様へ)」

https://www.env.go.jp/earth/furon/files/kikikanri_leaflet.pdf